

松江市ひとにやさしいまちづくり条例の概要

条例の目的

この条例は、高齢者、障害者をはじめとするすべての人が安全に、安心して、快適に過ごすことのできる社会を構築するため、市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割を明らかにすることにより、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進し、公共の福祉を向上することを目的としています。

市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割

市、市民、地域を構成する主体等及び事業者が互いに補いながら皆で協働して一つのまちをつくりあげていくことが重要です。そのために、この条例では、それぞれの役割を定めています。

市	<ul style="list-style-type: none">ひとにやさしいまちづくりに係る総合的な施策を策定し、計画的に実施すること。すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう特定施設、特定工作物を整備すること。市民、地域を構成する主体等、事業者が実施するひとにやさしいまちづくりに関する事業に必要な支援を行うよう努めること。
市民	<ul style="list-style-type: none">ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的に取り組むよう努めること。市、地域を構成する主体等、事業者が実施する事業に協力するよう努めること。
地域を構成する主体等	<ul style="list-style-type: none">地域福祉を推進するよう努めること。市、市民、事業者が実施する事業に協力するよう努めること。
事業者	<ul style="list-style-type: none">自らが地域社会の一員であるということを認識すること。市、市民、地域を構成する主体等が実施する事業に協力するよう努めること。すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう特定施設、特定車両、特定工作物を整備すること。

基本方針

市が、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、実施するための基本方針を定めています。

ひとづくり、地域づくり	<ul style="list-style-type: none">すべての人が、思いやりの心を持ち、お互いに助け合える地域社会となるよう、将来を担う子どもたちの育成をはじめとするひとづくり及び地域づくりを進めること。
特定施設の整備	<ul style="list-style-type: none">すべての人が、特定施設を安全に、安心して、快適に利用することができるよう整備及び維持を行うこと。
交通環境の整備及び安全な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none">すべての人が、安全に、安心して、快適に生活できるよう、交通環境の整備、防災対策及び防犯対策等を行うこと。
国際文化観光都市・松江のおもてなし	<ul style="list-style-type: none">訪れるすべての人が、安全に、安心して、快適に過ごすことができるよう、おもてなしの心の醸成と必要な情報提供等を行うこと。

ひとにやさしいまちづくりの推進

条例が目指すまちづくりを推進するために必要な事柄を定めています。

ひとづくり、地域づくり	<p>最も重要な礎である「ひとづくり、地域づくり」を進めるため、まちづくりに必要な活動を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市は、制度の内容や全国の先駆的な取り組みなどの情報をホームページやケーブルテレビ、パンフレットなどを通じて提供します。・ 市は、市民ひとりひとりがまちづくりについて学習を深める機会がもてるよう努めます。・ 市は、将来を担う子どもたちをはじめ、すべての人が、学校教育や社会教育、地域社会等の場で、福祉教育が充実されるよう努めます。・ 市、市民、地域を構成する主体等、事業者は、それぞれが広報や自己啓発などの取り組みを行うよう努めます。・ 市民、地域を構成する主体等、事業者は率先してボランティア活動に参加し、市は、人材の育成の取り組みがさらに広がるよう努めます。・ 市民、地域を構成する主体等、事業者はお互いが積極的に連携し、地域社会全体の課題を解決する取り組みを進めることで、地域づくりを進めます。市は、その取り組みに対して支援を行うよう努めます。
特定施設の整備	<p>すべての人が安全に、安心して利用できる特定施設（ハード）に関する整備基準及び特別特定施設の新築などを行う場合の手続きを定めています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 整備基準は、建築物、道路、公園、路外駐車場について定めています。（施行規則別表2）・ 特定施設の新築などを行う場合には、整備基準に適合させるよう努めてください。また、あらかじめ届出をしてください。・ 適合していない場合、市は、指導や助言を行うことができます。・ 指導や助言に従わず、正当な理由がない場合、市は勧告や公表をすることができます。 <p>対象となる建築物 病院、薬局、公民館、金融機関、学校、工場、観光施設など</p>
交通環境の整備及び安全な生活環境の整備	<p>建築物や道路などの特定施設をつなぐ、移動手段の整備や移動経路の構築、防災・防犯・住宅の整備など、安全に、安心して、快適な生活環境の確保について定めています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者、特定施設の設置者等は、わかりやすく利用しやすい公共交通の整備などに努めます。 ・ 公共交通事業者は、利用しやすい特定車両等を整備するよう努めます。 ・ 市、市民、地域を構成する主体等、事業者はそれぞれが非常時や緊急時に備えた安全確保等に努めます。 ・ 公衆電話、案内標識など特定工作物の設置者等は、利用しやすい特定工作物を整備するよう努めます。 ・ 市、市民、住宅を供給する事業者は、それぞれが安全で快適な住宅が整備されるよう努めます。
国際文化観光都市・松江のおもてなし	<p>国際文化観光都市にふさわしいおもてなしについて定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪れるすべての人が「松江に来てよかった、もう一度松江に来たい」と思われる街になるよう、親切さややさしさが日常から感じられるよう、心のバリアフリーを進めます。 ・ 訪れる人が知りたい情報をわかりやすく提供し、外国の方も一人で観光できるような案内看板の整備、特定施設のバリアフリー化などに努めます。 ・ 訪れるすべての人が、馴染みのない土地でも、生命を守ることができるよう、災害時等に対応した情報を提供します。

ひとにやさしいまちづくり推進会議

条例を推進するにあたり、推進会議を設置することを定めています。

市長からの諮問に対して調査審議します。また、ひとにやさしいまちづくりを推進するうえで重要な事柄について、市長に意見を提出することができます。

詳しくは規則で定めていますが、委員数は15名以下で構成され、構成員は、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者とします。